

第 116 回 消費者安全調査委員会

「水上設置遊具による溺水事故」フォローアップ（公開審議）

1. 開催日時及び場所

（1）日時：4月28日（木）10：00～10：30

（2）場所：中央合同庁舎4号館2階

共用第3特別会議室（Web会議システム併用）

2. 議事次第

（1）当該事案の経過説明（消費者安全調査委員会）

（2）意見に対する取組状況等の説明（経済産業省）

（3）質疑応答

以 上

「水上設置遊具による溺水事故」(令和2年6月19日公表) / 第2回フォローアップ資料

意見先: 経済産業省

意見 (令和2年6月)	第1回フォローアップ結果 (令和3年3月: 公開ヒアリング)	第2回フォローアップ 意見先の取組状況 (令和4年1月)
<p>1 事故の再発を防止するための体制の構築</p>		
<p>経済産業省は、「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」で示す商業施設に、海水浴場施設等を明示し、水上設置遊具(以下「遊具」という。)の運営に関連する事業者等を確認し、遊具による溺水事故の再発を防止するための指導体制を構築すべきである。</p>	<p>【取組状況】 学識経験者、消費者代表、遊具関係団体、遊園地施設、プール安全管理団体、遊具サービス提供事業者等7名をメンバーとする検討会を開催し、安全管理に関する先進事例等を踏まえ、「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」を取りまとめ、令和2年12月25日に公表した。また、水上設置遊具の一般社団法人日本エア遊具安全普及協会(エア遊具の製造、販売、レンタル又は運営事業に携わる企業又は団体等を会員とする。)や遊園地協会等への周知を図っているところである。 また、水上設置遊具によるサービス提供時の安全管理を図る上では、水上設置遊具を設置する施設や場所での安全管理が前提となることから、地方公共団体等に協力いただきながら、当該ガイドラインの周知等を行って参りたい。</p> <p>【評価1及び意見先対応】 (上記取組への評価として指導体制図の作成を求め、意見先より周知体制図が示された。この評価は以下の通り)</p> <p>【評価2】(令和3年8月) 意見先1に対する貴省の取組みとして、以下を踏まえた指導体制を構築し、その結果としての指導体制図を再提出してください。なお、委員会が述べた意見1への取組みとして、当周知体制図は不適合と評価する。 ①指導する側としての貴省担当部局及び検討会の位置付けを示す。 ②指導対象としての各種業界団体等の名称及び位置付けを示す。 ③指導対象の事業者等を遊具提供事業者、遊具運営事業者及び施設管理者に分類して事業者名を示す。</p>	<p>以下の体制を構築すべく対応中。 ＜周知体制＞ (1) 経済産業省 商務・サービスG → 東日本・西日本遊園地協会 → 遊具運営事業者及び施設管理者 製造産業局 → 日本エア遊具安全普及協会 → 遊具提供事業者 (2) 経済産業省 → (協力依頼) → 海岸法所管省庁(国交省・農水省) ↓ 海岸を有する40都道府県 → 海岸(海水浴場)を有する市区町村 → 設置を許可した者 → 遊具運営事業者・施設管理者 (3) 経済産業省 → (協力依頼) → 観光庁 ↓ 観光協会等 → 遊具を設置している宿泊事業者(施設管理者) → 遊具運営事業者</p> <p>なお、今後生じる事故の事象でリスクが低減されないと判断される場合は、経済産業省 商務・サービスG及び製造産業局が必要に応じて関係省庁・関係部局を招聘し、ガイドライン検討会を再度設置、開催する。</p>
<p>2 事故要因に対するリスク低減策の検討及び実施</p>		
<p>(1) 安全基準等の整備 経済産業省は、本報告書の「再発防止策」及び「基礎情報」に示す海外での水上設置遊具に関する安全基準を参考に、事故要因に対し、設計における本質的安全設計方策等のリスク低減策を検討し、安全基準等を整備すべきである。</p>	<p>【取組状況】 消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故原因調査報告書に示された内容を踏まえ、海外の安全基準についても参考にしつつ、「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」を取りまとめた。 同ガイドラインは、施設管理事業者や、遊具運営事業者や提供事業者により組織される(一社)日本エア遊具安全普及協会にも周知しており、施設管理事業者や遊具運営事業者、遊具提供事業者において、同ガイドラインに則り安全性を重視した遊具の設計、製造、設置、選定等が行われるよう指導していく。</p> <p>【評価】 水上設置遊具の設計に関する安全基準が示されておらず、現ガイドラインに示されたサービスの提供者によって講じられる保護方策だけでは、本件事故のリスクを適切に低減できないと判断する。</p>	<p>○昨年3月の消費者安全調査委員会の場にて報告させていただいた通り、当省の「水上遊具の安全に関するガイドライン」を踏まえ、一般社団法人日本エア遊具安全普及協会(JIPSA)において「水上エア遊具についてのJIPSA推奨マーク表示製品認定制度」を創設。 ○その後、同JIPSA会員企業でもある株式会社トラスト、株式会社BRABOの2社から申請があり、昨年7月認定に至った。 ○同認定にあたっては、有識者(大学教授)及び同協会理事で構成するJIPSA推奨マーク表示製品評価委員会にて水上エア遊具についてのJIPSA推奨マーク表示製品認定基準に基づき、プールでの実証試験を経ている。 ○当省としても、引き続き当該認定制度の適正の実施を通して、安全性の高い製品が普及していくよう、同協会の取組を後押ししてまいります。</p>
<p>(2) 関連する事業者への安全に関する指導 経済産業省は、安全基準等に基づき、関連する事業者によるリスク低減策の実施を促し、同低減策を評価する仕組みを作る等、遊戯施設における溺水事故の防止を図るべきである。</p>	<p>【取組状況】 1. 東日本遊園地協会及び西日本遊園地協会を通じて、会員企業32社に対し、「水上設置遊具の安全に関するガイドライン(令和2年12月25日公表)」を周知(令和2年12月25日)。 2. その他、プール施設を有するテーマパーク企業2社に対し、経済産業省から、「水上設置遊具の安全に関するガイドライン(令和2年12月25日公表)」を送付(令和3年2月3日)。 3. 水上設置遊具の運用を予定している企業に対しては、「水上設置遊具の安全に関するガイドライン(令和2年12月25日公表)」への遵守状況を施設HP等で公表するよう、東日本遊園地協会、西日本遊園地協会を通じて、依頼(令和3年2月5日)。</p> <p>【評価】 ガイドラインの評価は、前(1)のとおりであり、当面は以下(3)に示す指導が必要である。また、評価する仕組みについては、以下の指摘を踏まえ改めて説明してください。 1) ヒアリングでは、施設ごとに公開されるガイドラインの遵守状況に基づきフォローするとの説明があったが、具体的にどのような内容が公表され、かつ事業者による品質に著しいばらつきを生じないよう、どのような仕組みを作ったのか不明である。遵守状況の報告事項について標準化することを要する。 2) 基準類については、各所での運用における課題や調査で確認したようなヒヤリハット事例を集約及び共有し、基準類(教育内容を含む)を改善していく仕組みが重要であるが、その点は不明である。 3) 各施設で講じられた安全対策について、事業者団体等において情報を共有し、同対策の妥当性等を協議する等、指導すべき情報の収集及び分析するフィードバックの仕組みも検討されることを要する。 4) 指導方法として、例えばヒヤリハット情報の収集の仕組みについて、ライブセンサーが構築したシステムをモデルケースとして導入して関係者に示すことが効果的と考えられるため、方法の検討を要する。 5) 救助マニュアルとして、訓練の解説動画等を用いた分かり易い指導方法の検討を要する。 6) 当該サービスで用いるライフジャケットの適正な浮力について検討を要する。</p>	<p>1) ① 経済産業省としては、2021年6月に、東日本・西日本遊園地協会を通じて、水上設置遊具の運用を予定している加盟施設に対し、ガイドラインに沿った安全な運用を要請したところ。 ② 経済産業省としては、今後、コロナの感染状況をみつつ、上記東日本・西日本遊園地協会等を経由して、ガイドラインの遵守について施設HPへの掲載を要請する予定。 ③ また、ガイドラインにはチェックリストが含まれているため、これに基づいてフォローアップを行うことで標準化が可能。そのため次年度は、このチェックリストの活用について改めて周知・要請する。 2)～6)の事故調査委員会からの指摘については、上記ヒアリング等の結果を鑑みつつ、今後必要に応じて検討することとする。</p>
<p>(3) 応急的な再発防止策の実施 経済産業省は、応急的な再発防止策として、遊戯施設を設置している場所又は施設の管理者及び遊戯施設の運用事業者等に対し、本報告書の「結論」に示す遊具による溺水事故の要因について注意喚起を行うとともに、適切なリスク低減が図られるまでは、以下の運用対策の実施を要請すべきである。 ① 遊戯施設での遊び方として、落とし合う行為及び遊具の端から水中を覗き込むことを禁止とし、意図せず落水した場合には、遊具から離れることを徹底する。 ② 落水した利用者が浮上して遊具から離れたことを見届ける監視体制を維持するために、定員管理の設定又は見直し、監視要員数の見直し及び適切な配置を行う。また、遊具下に利用者がいないことを確認するための水中巡視点検方法(水中監視カメラシステム、水中ドローンの活用等)を検討する。 ③ 身長及び年齢等の利用者制限、保護者同伴を条件として利用を認める場合の子供の人数制限についての設定又は見直しを行う。 ④ ライフジャケットを着用した利用者が落水した場合に慌てることがないように、利用前に落水体験及び浮力体験を行う。 ⑤ 事故対応での救助活動に際しては、本報告書に示す浮力抵抗実験の結果を踏まえ、ライフジャケットを着用した被災者を引き下げて遊具下面から離れた状態で複数の者により救助することを監視員に周知する。</p>	<p>【取組状況】 応急的な対策として、東日本遊園地協会及び西日本遊園地協会を通じて、会員企業32社に対し、注意喚起を行い、再発防止策の実施を要請(令和2年7月9日)。</p> <p>【評価】 事故の再発を防止するための安全基準等の整備(前2.(1)参照)が不十分なため、昨年度と同様に本年度も左記の応急的な再発防止策の実施を前1で確認した指導対象に要請すべきである。 なお、次年度に向けては、また応急的な再発防止策による暫定的な運営にならないよう、意見への取組みに係る今後の計画を速やかに示してください。 1) 今夏も応急的な再発防止策を行う場合には、①及び④について、落水体験が重要であり、その具体的な方法を周知すべきである。 2) 取組みを促進するためにも、今後の計画(取組内容及びスケジュール)を公表すべきであるが、そのことについて意見先の見解を求める。</p>	<p>意見1に記載した周知体制にのっとり、経済産業省としては2022年4月をめぐりに再度ガイドラインの遵守についての要請文書を出発する予定。</p>